

令和3年4月23日

保護者の皆様

昭和中学校長 並木浩子

4月26日（日）以降の学校の教育活動について

日ごろより、本校の教育活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

すでに報道されておりますとおり、国においては、大阪府、兵庫県、京都府、東京都の4都府県を対象に、4月25日（日）から5月11日（火）までの期間、緊急事態宣言が出される方針が決まりました。

このことを受け、昭島市教育委員会から、緊急事態宣言が発令される4月26日（月）以降の学校の教育活動等について、以下のようにするよう通知がありました。

保護者の皆様には、ご理解、ご協力をいただきますよう、お願ひいたします

記

1 学校の各教育活動について

- ・授業は通常通りに行います。
- ・緊急事態宣言期間中の部活動は中止とします。
- ・5月8日（土）は、授業は実施しますが、学校公開は中止します。

2 その他

各御家庭におかれましても、20時以降の不要不急の外出や都県をまたぐ移動は極力避けていただく他、連休中のステイホームについてもご協力を願いいたします。